

(4) 交通ネットワークの方針

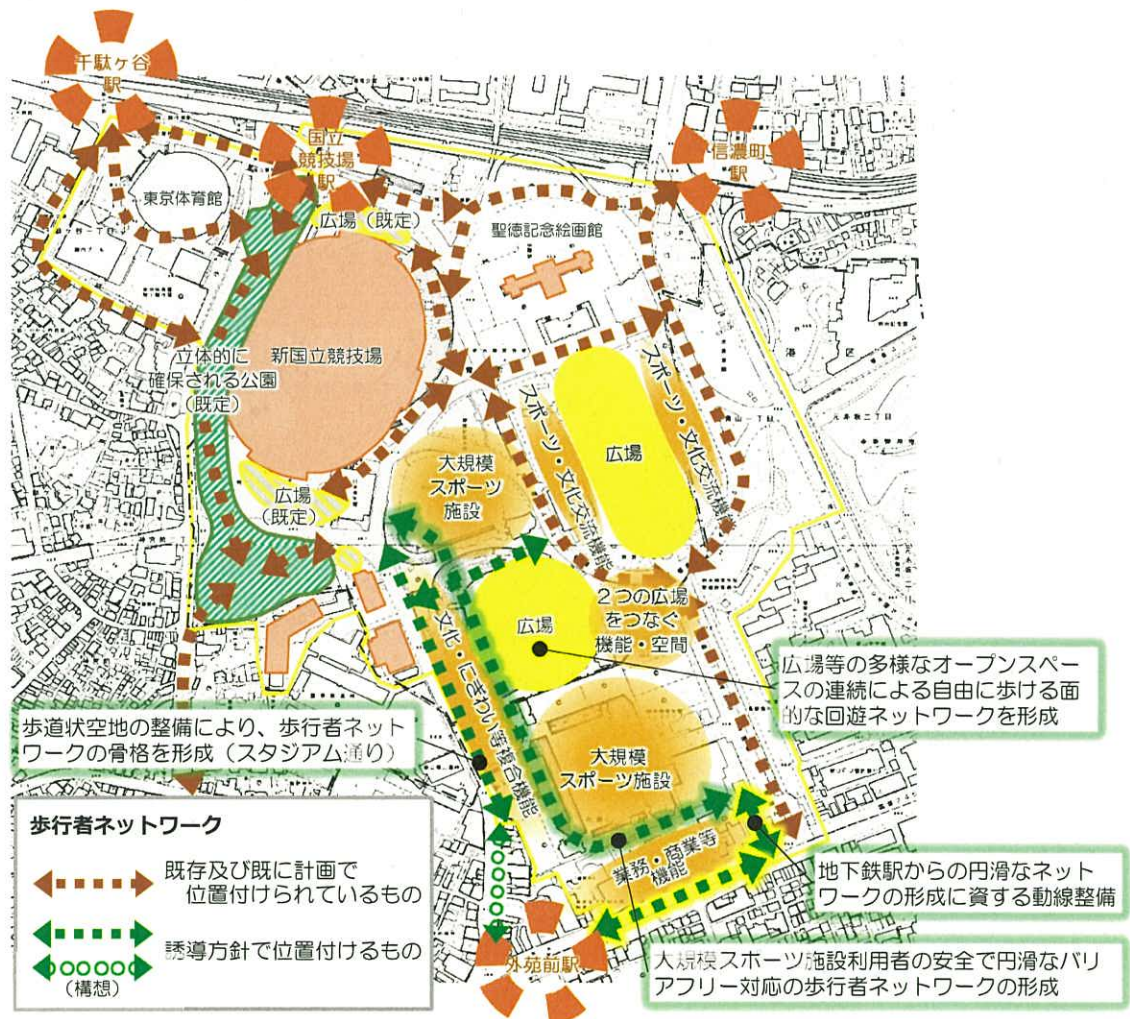
公園的な機能・空間の向上に資する歩行者優先型のエリアとすることを前提に、以下の方針に基づきネットワークの形成を図る。

<安全で快適な歩行者ネットワークの形成>

- ・ 歩道と歩道状空地により、歩行者ネットワークの骨格を形成
- ・ 大規模スポーツ施設の再編を通じ、広場など多様なオープンスペースを連続させ、敷地内を自由に歩ける面的な回遊ネットワークを形成
- ・ 地上レベルのみならず、歩車分離・バリアフリーの観点から、施設計画と連携したデッキ等による立体的・重層的な歩行者系ネットワークを構築
- ・ 地下鉄駅や施設間、広場間を連絡するバリアフリー動線を確保するとともに、上下移動だけでなく、憩い・歩きたくなる、質の高い導入機能を整備
- ・ 地区内部と青山通りを接続する歩行者通路等を整備
- ・ 大規模スポーツ施設の大量の観客が円滑かつ快適に移動できる幅員を確保

<自動車動線等>

- ・ 地区内に設ける駐車場は、施設等と一体的に極力立体化し、歩行者通路、広場及び緑化などの空間確保を優先
- ・ 自動車動線は現在のネットワーク機能を確保しつつも、極力地区内には、通過交通を入れない計画を検討するとともに、街区単位で敷地内出入口や駐車場の確保を連携させることにより、自動車交通の効率的な処理を目指す
- ・ 道路際には自転車の専用ゾーンの整備等、地域の交通計画との整合を図る



歩行者ネットワーク方針図

・歩行者空間のイメージ



にぎわい施設のある広場や、みどり豊かなデッキ上の動線など重層的なネットワーク



にぎわい機能に面した、ゆったりとした幅員の歩行者空間

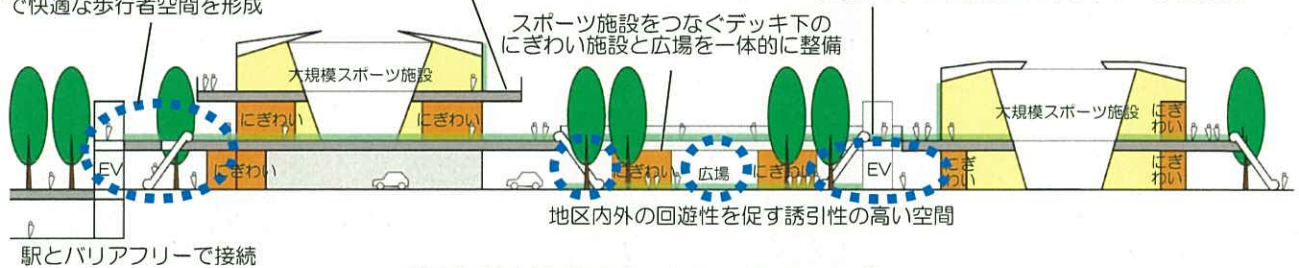
歩行者ネットワークの骨格の1つとなる
いちよう並木の歩道空間



重層的な歩行者ネットワークにより、来訪者にとって安全で快適な歩行者空間を形成

スポーツ施設のゲート内デッキ

主要な歩行者空間（公開空地）をデッキ上にも配置し、歩車分離型のネットワークを構築



駅とバリアフリーで接続

重層的な歩行者系ネットワークイメージ

・歩行者空間のイメージ



スポーツ施設間をつなぎ、地区内を自由に歩けるプラザ型の歩行者空間



駅とまちをつなぐバリアフリー動線



地区内を自由に歩けるみどり豊かなプラザ型の歩行者空間



広幅員の歩道と地下鉄駅を接続する動線

(5) 景観形成の方針

以下の考え方に則り、広場や緑、歩行者空間と調和させながら明確なコンセプトのもとに建築物等を一体的に計画し、歴史や地区特性をいかした魅力的な景観形成を目指す。

<大規模スポーツ施設のデザイン>

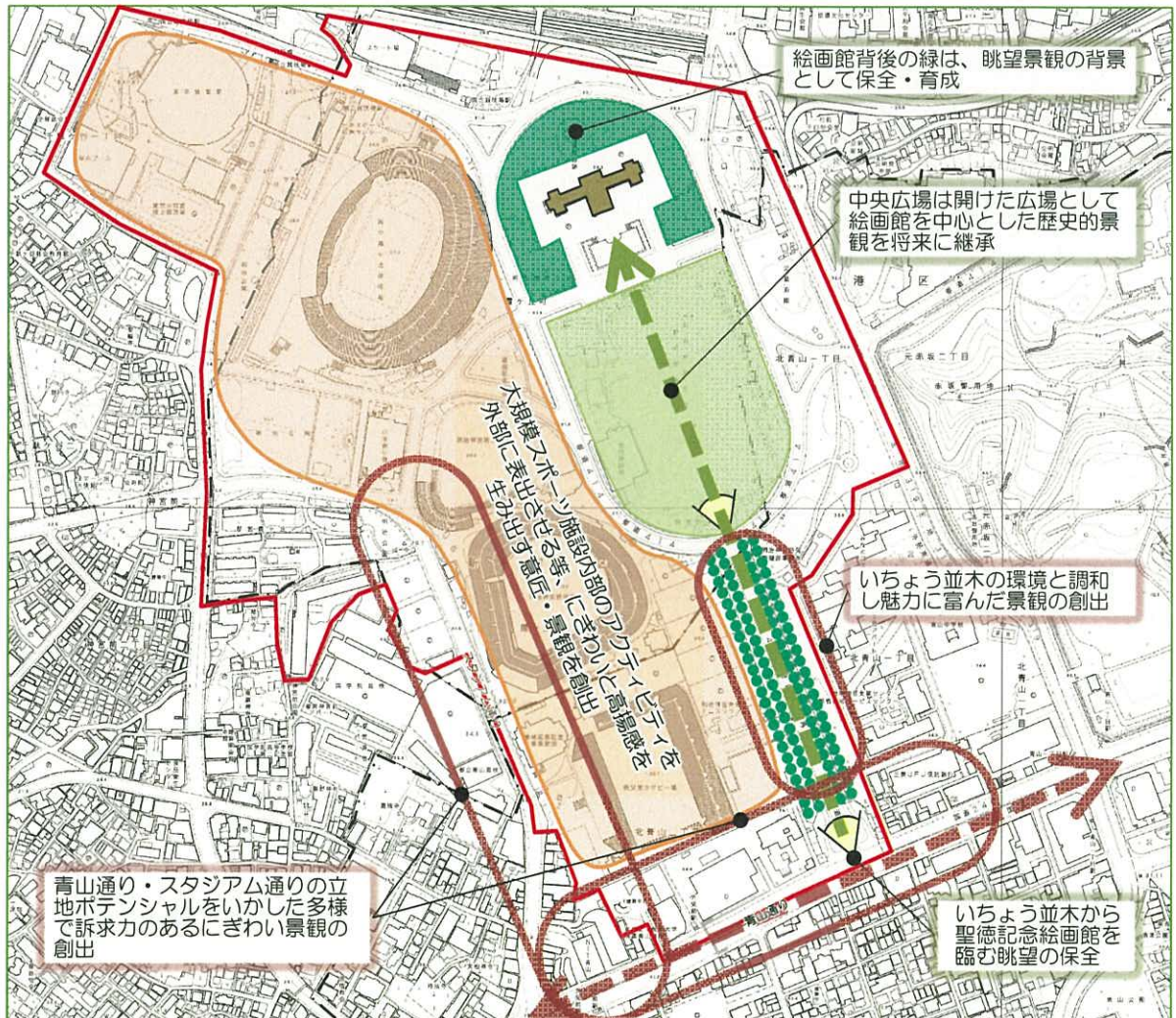
- ・ 大規模スポーツ施設は、内部のアクティビティを外部に表出させるなど、にぎわいを生み出す意匠とする。
- ・ 地区の歴史や風格との調和はもとより、地区の中心的な施設の一つとして、地区内外の視点場からの見え方も意識しながら新たな価値を創出する意匠とする。

<いちょう並木、聖徳記念絵画館周辺の景観>

- ・ いちょう並木から聖徳記念絵画館を臨む歴史的眺望を保全し、さらにビスタ軸の周囲に風格ある緑の環境と調和し魅力に富んだ景観を形成する。
- ・ いちょう並木沿いでは、風格ある緑の環境等との調和・連携の取れた魅力に富んだ景観を創出する。



多様な緑の環境と調和し魅力に富んだ景観



景観形成方針図

<青山通り、スタジアム通り沿いの景観>

- スタジアム通りと青山通りは、それぞれの特性に応じた質の高いにぎわい景観を創出する。
- スタジアム通り沿道では、地区の立地ポテンシャルをいかした、スポーツクラスターを構成する多様な複合機能の導入を図るとともに、まちを歩く人が活気を感じ、沿道での訴求力のあるにぎわいが、地区内部へと引きこむ空間を創出する。
- 青山通り沿道では、歩道と連続したデザインとしながら、一体となって青山らしい街の気品と風格ある景観を創出する。

<高さ（スカイライン形成）の考え方>

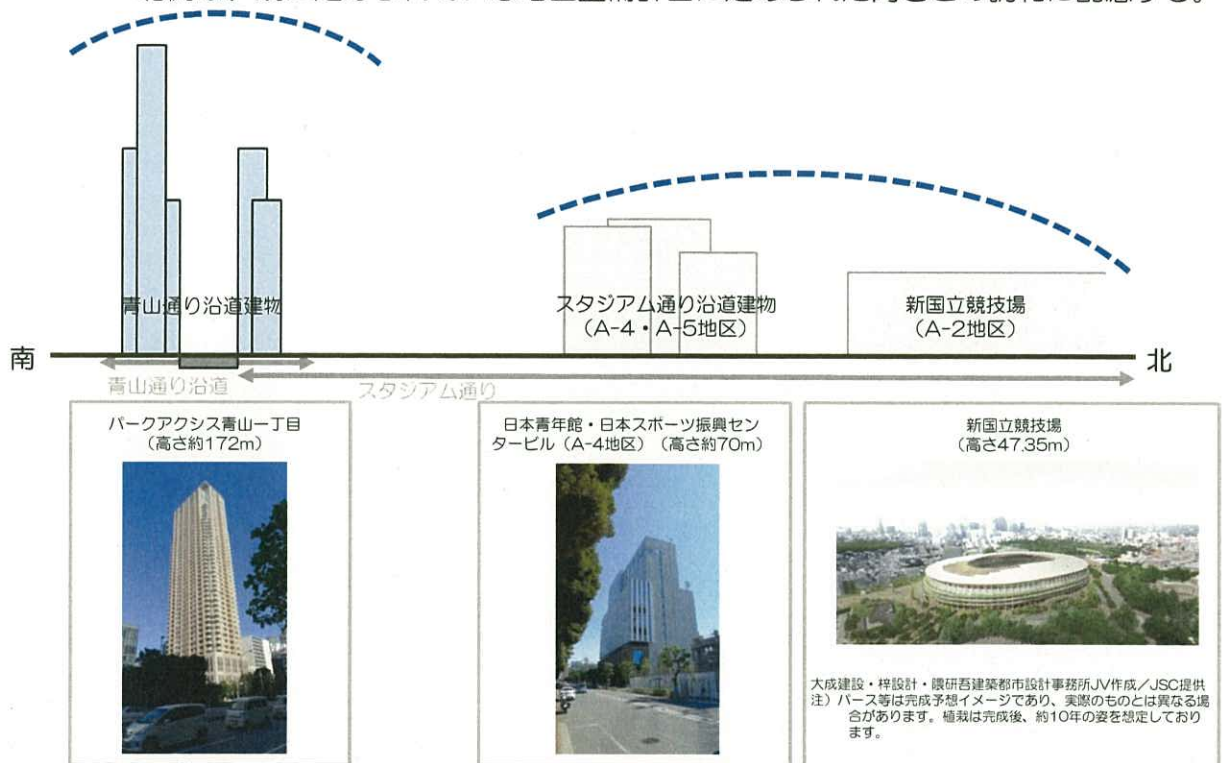
- i. 沿道の機能複合・高度化エリアの考え方
- 機能の集積にふさわしい、高度利用を図る。

【青山通り沿道】

- 現在の沿道建築物等との統一性のあるスカイラインとする。

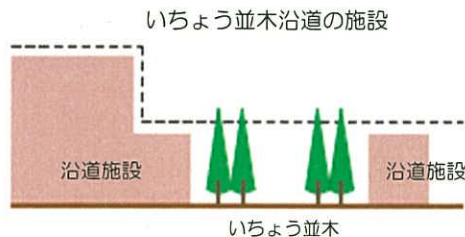
【スタジアム通り沿道】

- 南側は、青山通り沿道との高さの調和を図る。
- 北側は、既に定められている地区整備計画に定められた高さとの調和に配慮する。



ii. いちょう並木沿いの考え方

- いちょう並木の高さを超えないようにするとともに、東京都景観計画における眺望点からの眺望を阻害しないよう配慮する。



東京都景観計画における眺望点からの眺望



iii. 聖徳記念絵画館の眺望に関する考え方

- 聖徳記念絵画館を中心とした広大な眺めを保全する。



(6) 防災の方針

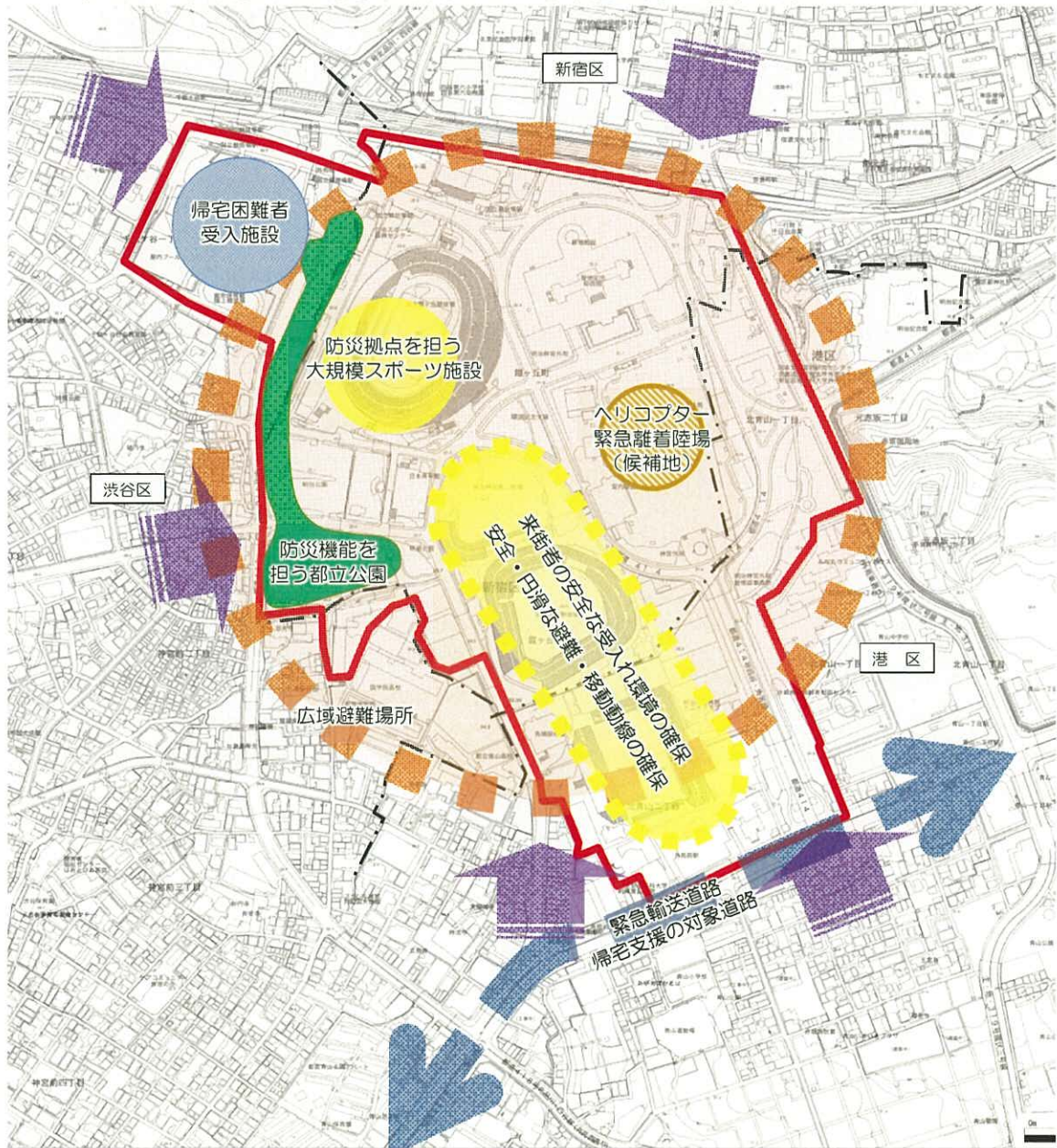
神宮外苑地区が広域避難場所であること、また大規模集客施設の集積地区であること等を踏まえ、防災の方針を以下とする。

<防災機能の維持・強化>

- ・ 大規模スポーツ施設やオープンスペースを都立明治公園と一体となった災害時の防災拠点とするとともに、平常時の訓練活動の場への活用を想定し、防災性を強化
- ・ 現状の避難有効面積や、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場候補地としての機能の維持・確保

<避難動線等の確保>

- ・ 歩道と一体的な歩道状空地・オープンスペースや面的に自由に移動できる歩行者ネットワークを形成し、多くの観客等も安全・円滑に避難・移動できる動線を確保
- ・ 広域避難場所としての機能を維持するとともに、緊急輸送道路（青山通り）周辺からの地区内へのアクセス性を向上
- ・ 発災時における帰宅困難者対策として、周辺市街地への来街者の安全な受入れ環境も含め、施設、広場等を活用した一時滞留空間の確保に努める



防災の方針図



避難者等をスムーズに受け入れる
歩道と一体となった間口の広いオープンスペース



スポーツ施設周辺における災害発生時に
一時滞留が可能な空間の確保



災害発生時には帰宅困難者支援施設となる
大規模スポーツ施設

(7) エリアマネジメントの方針

多目的な利用が可能な大規模スポーツ施設や、多様なオープンスペースが広がる地区特性をいかし、活力ある魅力的なまちづくりを目指し、関係者によるエリアマネジメント団体を組成する（「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」における「まちづくり団体の登録制度」の活用等）とともに、以下の方針に沿って計画的なエリアマネジメントを推進する。

<スポーツ文化等の拠点を育成>

- ・ 豊かな自然環境と調和した季節感のあるイベントやスポーツ文化が感じられるイベントをエリア全体で一体的に実施し、来訪者の交流促進とともに、スポーツ振興の拠点育成の場を創出

<公的空間の維持・管理>

- ・ 植栽の管理や広場空間・憩い空間の清掃など、公有地・民地を問わず公的空間の維持・管理を来訪者にも体験の機会として開放するなど、エリア全体で一体的に実施

<交通マネジメント>

- ・ 大規模な集客イベント時などの安全で円滑な歩行者の移動等を確保するため、エリア全体で一体的な交通管理・規制を実施

<防災力向上>

- ・ 平常時から定期的な防災訓練や発災時の避難・滞在空間、支援物資の連携などにより、エリア全体での防災力を向上



季節感あふれる
イベントによるにぎわい創出



風格あるいちょう並木を維持する
一元的な剪定・管理



大規模集客イベント時の
安全・円滑な交通管理の実施



災害に備えた
定期的な防災訓練の実施

(出典：新宿区HP)

第3章 公園まちづくり制度の活用要件

1 公園まちづくり制度の概要

- 公園まちづくり制度は、都市計画公園内の未供用部分を対象に、民間による都市開発の機会を捉えた、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させ、早期の公園機能の発現とにぎわいの創出等を図ることを目的として、都が2013年12月に創設したもの。
- 本制度は、センターコアエリア内において、当初都市計画決定から概ね50年以上が経過した未供用区域（面積2ha以上）のある都市計画公園・緑地を対象とし、未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地等として担保するとともに、一定の要件※に沿った計画とすることを条件に、都市計画公園・緑地を変更し、都市開発の中で緑地等の創出を図る。
- 民間の創意工夫をいかしたまちづくりと公園・緑地の整備を両立するため、民間の事業者等による計画の提案と整備の実施を基本とする。提案された計画について、都は審査会を設置して、優良性、実現性を審査し、制度適用の可否について判断する。

※公園まちづくり計画の主な要件・基準

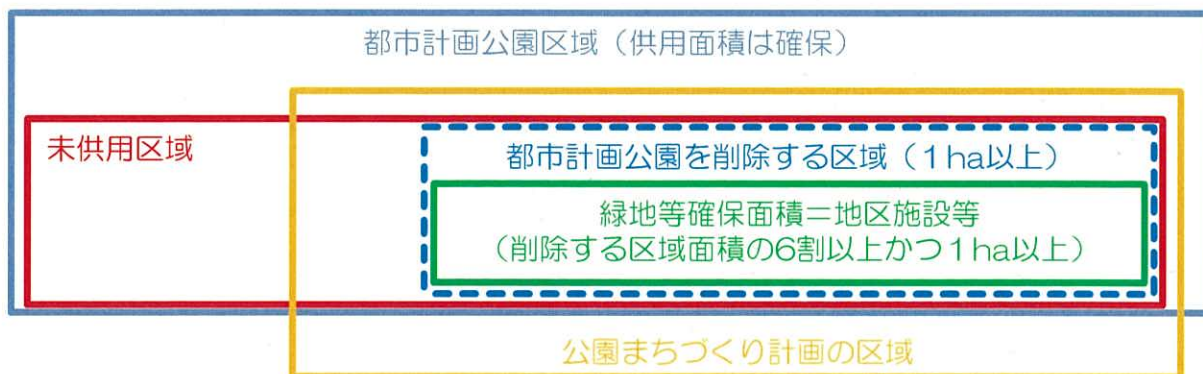
<区域設定>

- 公園まちづくり計画の区域は、未供用の都市計画公園・緑地を含む、緑地の整備とまちづくりを一体的に行う区域とすること
- 都市計画公園・緑地から削除する区域の面積は、未供用区域の面積以下とすること

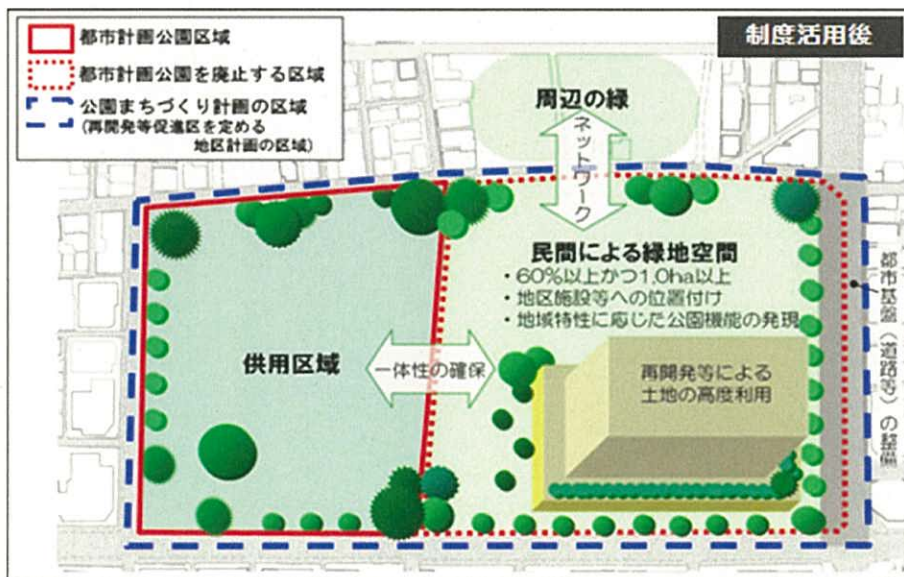
<計画内容>

- 地域ごとの方針などに整合した計画であること
- 都市計画公園・緑地から削除する区域において、緑地等確保率を原則60%以上、緑地等の面積は1ヘクタール以上とすること
- 緑地等は、緑地、広場その他の公共施設として確保すること
- 地区特性に応じた公園機能の発現と緑のネットワークの形成を図ること
- 地区外貢献を含め優良な計画であること

<区域の模式図>



<制度活用のイメージ>



2 神宮外苑地区における活用要件

- 神宮外苑地区において、公園まちづくり制度を活用するための要件は、以下のとおりとする。（ここに示されていない事項については、東京都公園まちづくり制度実施要綱による。）

<公園まちづくり計画の提案区域について>

- スポーツ施設の更新を一体的に行うために密接不可分の一団の区域であるb区域の全域及び関連して一体的に再整備を行う区域を含めた、形状が整った一団の区域とすること
- 再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画の提案区域との整合を図ること

<都市計画公園区域から除外する区域の設定について>

- 区域変更後の都市計画公園が、公園区域として適切な形状であること
- 削除する区域と都市計画公園の区域とが一体となって良質な公園的空間として機能すること
- 削除する区域の面積は、未供用区域の面積以下とすること

<公園まちづくり計画の提案内容について>

- 公園まちづくり計画については、まちづくりの誘導方針に示す、各方針の内容・事項に整合した計画とすること
- 都市計画公園を削除する区域において、緑地等確保率は60%かつ1.0ha以上は、緑地等として整備すること
- 緑地等は、緑地、広場その他の公共空地として都市計画（地区施設等）で位置付け、確保すること
- b区域内において、以下の要件を満たすこと
 - 形状が整った1.5ha以上のまとまりのある開かれた広場を整備すること（防災機能の促進に資する空間構成・歩行者ネットワークの形成や、防災備蓄品の円滑な提供に寄与する施設計画等を考慮すること）
 - 緑化率を再開発等促進区を定める地区計画を活用して開発を行う場合における緑化誘導値以上を確保すること



<地区外貢献について>

- 都市計画公園の区域外における関連公共施設等整備への貢献として、地下鉄駅からの円滑なネットワークの形成に資する動線整備を行うこと

(注記)

本指針における「緑化率」は次式のとおりで、緑化面積の算出方法、算出対象などについては、「東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年12月22日公布：条例第216号）」に定める規定によるものとする

$$\text{緑化率}(\%) = \frac{(\text{地上部の緑化面積} + \text{建築物上の緑化面積}) \times 100\%}{(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) + (\text{屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分を除いた面積})}$$

【 参 考 】

「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」委員名簿

<学識経験者>

伊 藤 香 織 東京理科大学 教授

遠 藤 新 工学院大学 教授

下 村 彰 男 東京大学 教授

<行政関係者>

野 澤 靖 弘 港区 街づくり支援部長

新 井 建 也 新宿区 都市計画部長

江 端 治 朗 渋谷区 都市整備部 まちづくり推進担当部長

久保田 浩 二 東京都 都市整備局 都市づくり政策部長

山 崎 弘 人 東京都 都市整備局 まちづくり推進担当部長

日 浦 憲 造 東京都 建設局 公園緑地部長

「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」検討経過

<第1回> 平成30年5月30日

- 検討会設置に至る経緯・設置目的等について
- 検討会の進め方について
- 地区の現状と課題について

<第2回> 平成30年7月2日

- 関係権利者の検討状況について
- まちづくりの方向性について

<第3回> 平成30年8月23日

- まちづくり指針<素案>（案）について

【卷末資料】

1 歴史的経緯

• 地区の形成経緯

① 明治神宮外苑の創建

- 明治天皇の崩御を受け、遺徳を偲ぶ記念施設として明治神宮内外苑が創建された。
- 当初、記念施設として、聖徳記念絵画館・葬場殿址記念物・憲法記念館・陸上競技場の4施設が計画された。
- その後、当初計画が変更され、野球場・相撲場・水泳場・庭球場が整備されることとなった。
- 1926（大正15）年、神宮外苑は、大型スポーツ施設が並ぶスポーツ拠点地区としての性格を持って創建された。

② 戦時体制から戦後の接收期間

- 第2次世界大戦が始まると、神宮外苑は陸軍活動拠点に転用され、出陣学徒壮行会なども行われている。戦後は、進駐軍により接收された（1945（昭和20）年9月～1952（昭和27）年3月末）。
- 進駐軍は、絵画館前の庭園（中央広場）をテニスコートやソフトボール場などに改変して利用していた。接收解除後、庭園への復旧は行われず、軟式野球場としての利用が継続された。

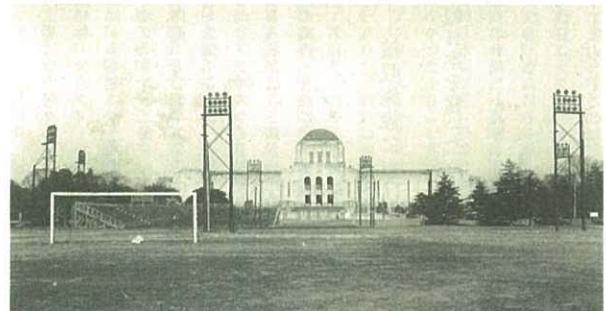
③ 国際大会に向けたスポーツ施設の整備

- 1958（昭和33）年5月、第3回アジア大会が開催された。その主会場とするために、陸上競技場は国に譲渡された上で、国立競技場として建て替えられた。
- さらに、1964（昭和39）年のオリンピック東京大会の開催に向け、国立競技場の拡張工事が行われた。
- オリンピックでは、国立競技場（メインスタジアム）、東京体育館（体操・水泳）、秩父宮ラグビー場（サッカー）、軟式球場（サブトラック）、神宮球場（野球、待機所、プレスルーム）、神宮プール（練習）など、神宮外苑地区の多くの施設が大会に使用されている。

創建時平面図



進駐軍によりスポーツ広場に改変された中央広場



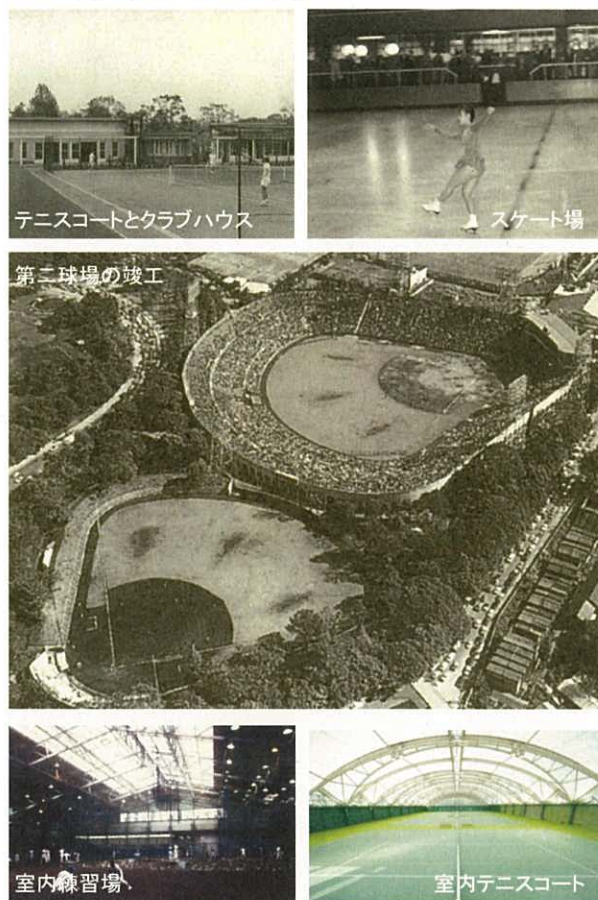
1963年頃の国立競技場周辺



④ 多様な市民スポーツの場の拡充

- アジア大会やオリンピックと前後して、多様な市民スポーツの場の拡充が進められた。
- 1957（昭和32）年に北テニスコートとクラブハウスが、1959（昭和34）年には南テニスコートがオープンし、その後も少しずつ増設された。
- 接收解除後から中央広場を利用して提供された軟式球場も1957（昭和32）年までに6面となった。
- 1961（昭和36）年に神宮球場と近接して第二球場が完成し、1964（昭和39）年には球場の向きを変更する大改造がなされた。
- 1963（昭和38）年、スケート場がオープンした。
- 1964（昭和39）年、国鉄スワローズ（現東京ヤクルトスワローズ）が本拠地を神宮球場に移したのに伴い、中央広場に室内練習場が整備された。
- 1977（昭和52）年、中央広場に打撃練習場が整備された。1988（昭和63）年にバッティングドームとして室内化された。
- 南テニスコートは、1988（昭和63）年に駐車場の上部利用に移行し、1993（平成5）年には室内化工事がなされた。

図 充実するスポーツ施設



⑤ 都市的な施設の立地の進展

- 1980（昭和55）年、伊藤忠商事の本社が日本橋から現在地に移転された。本社ビルはC1プラザと一体的に整備されている。
- 1988年（昭和63）年11月、青山休憩所にオープンテラスのあるレストランが新装開店し人気を博した。
- 1989（平成元）年、ボウリングセンター跡地に、TEPIA先端技術館が建設された。
- 2008（平成20）年、青山OMスクエア（日本オラル本社）が伊藤忠商事東京本社ビルの隣接地に建設された。
- 2010（平成22）年、京都造形芸術大学・東北芸術工科大学の東京拠点である外苑キャンパスが開設された。

図 伊藤忠商事東京本社ビル

図 TEPIA館



⑥ 複合的まちづくりの機運の高まり

- 国立競技場が建て替えられることとなり、2013（平成25）年5月、神宮外苑地区地区計画の都市計画決定と都市計画明治公園の変更がなされた。
- 現在までに6地区で地区整備計画が策定され、整備が進められている。本地区の複合的まちづくりの機運が高まっている。

図 新国立競技場の整備（完成予想パース）



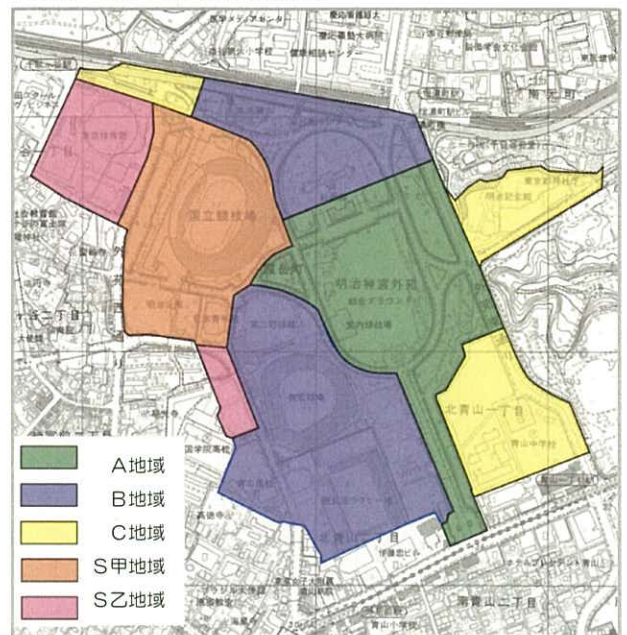
大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV作成/JSC提供
注) パース等は完成予想イメージであり、実際のものとは異なる場合があります。
植栽は完成後、約10年の姿を想定しております。

2 都市計画

①風致地区

- 1926（大正15）年9月、わが国初の風致地区として「明治神宮内外苑風致地区」が指定された。指定意図は、明治神宮崇敬にふさわしい沿道の環境を維持するためとされる。
- 1951（昭和26）年12月、神宮外苑地区が風致地区に指定され、面積は約95.4haとなった。
- その後、内苑も風致地区に指定される一方、当初指定の参道部分等の
- 2000（平成12）年、「東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準」が制定され、風致地区内の地域区分がA地域・B地域・C地域・D地域の4種類に区分し、審査基準を定めるとともに、地区計画などまちづくり手法を適用する地域に独自の審査基準を定めることができるものとした（S地域）。
- 現在、神宮外苑地区では、S甲・SZ・A・B・Cの各地域に区分されている。

地域区分図（神宮外苑部分）



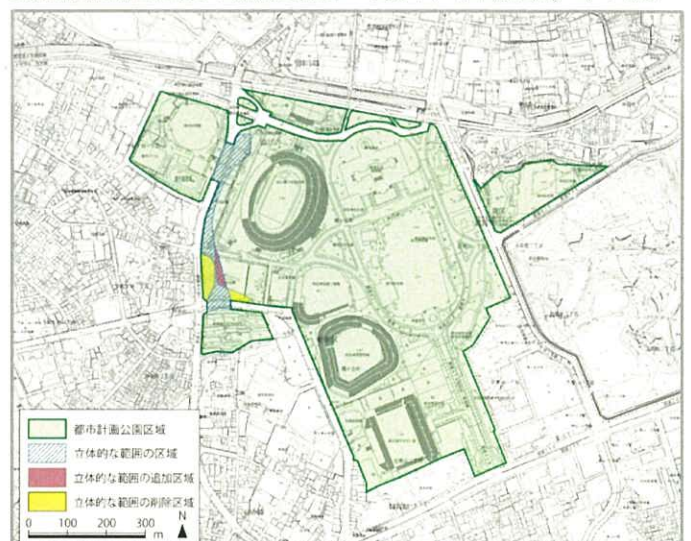
地域区分選定要件

地域区分	選定要件
A地域	風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域
B地域	核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。例えば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
C地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持される地域。例えば第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
D地域	特に土地利用上配慮すべき地域で、風致が相当失われている地域。例えば近隣商業地域及び商業地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
S地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与える地域。公共的な街づくり手法等との整合を図るため、地域をさらに区分することができる。 (本地区は、S甲地域とSZ地域に区分されている)

② 都市計画公園

- 1946（昭和21）年4月、東京復興計画緑地「内環状緑地」が戦災復興院により告示され、都心部を取り囲む一連の緑地帯の一部として神宮外苑は位置づけられた。
- 1957（昭和32）年、都市計画公園・緑地の全面的な再検討により、改めて都市計画公園が決定された。
- 「明治公園」は約67.8haの一般公園として決定された。神宮外苑創建時に計画された内外苑連絡道路の一部も都市計画公園明治公園に位置づけられていた。
- その後、数度の見直しを経て、1976（昭和51）年、都市計画道路の公園区域からの除外、南元町公園の新宿区への移管、土地利用状況の変化等を受けた区域の変更が行われた（面積は約58.5ha）。
- 神宮外苑地区地区計画の策定に合わせて、2013（平成25）年6月、都市計画公園区域の再編が行われ、都市計画に立体的な範囲（約1.8ha）が定められた。
- その後、2017（平成29）年11月、立体的な範囲の一部が変更されている（1.8haから1.5ha）。

東京都市計画公園「明治公園」 2017（平成29）年11月



（議定図より作成）

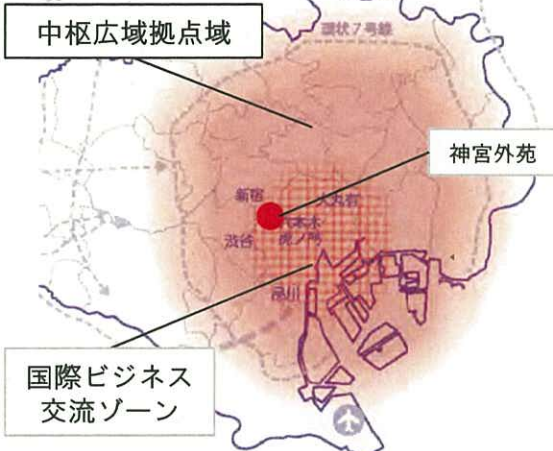
3 上位計画

・都市づくりのグランドデザイン —東京の未来を創ろう— [東京都 | 2017年9月]

際立った特色となる芸術・文化、産業、商業の集積などを有する地域において、その「個性」を最大限発揮させ、それぞれの「個性」に着目した拠点形成や地域づくりを進める

＜神宮外苑地区の将来象＞

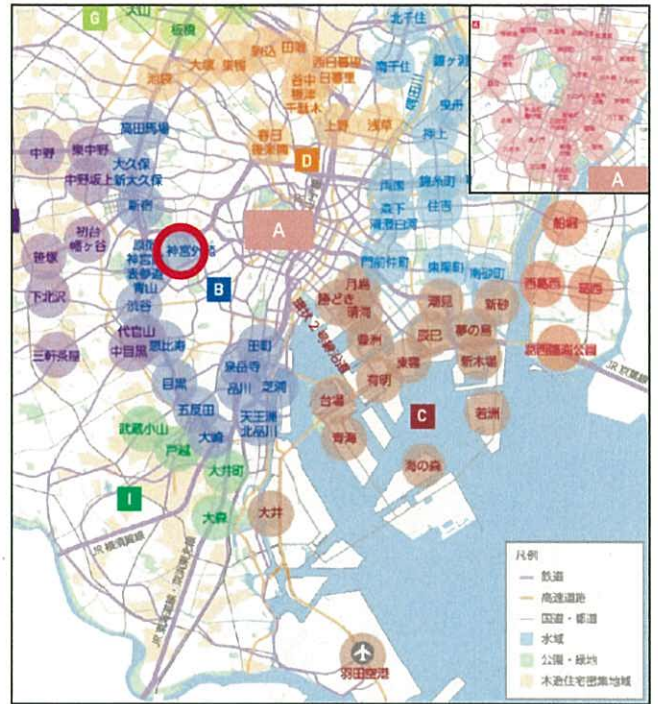
- ・スポーツ施設の更新、いちよう並木から絵画館を望む景観の保全、歩行者空間の整備等により、にぎわいと風格のあるスポーツクラスターの形成
- ・迎賓館や青山霊園などの大規模な緑空間や歴史・文化景観の保全・活用され、まちと緑が一体となった市街地の形成



～「中枢広域拠点域」の将来イメージ～

- ・高密度な交通ネットワークを生かして、業務・商業等の複合機能を有する中枢拠点の形成
- ・芸術・文化、スポーツ等の多様な特色を有する拠点形成、歴史的資源の保全・活用

中枢広域拠点域の拠点



・スポーツクラスター構想

- 2011年12月：「2020年の東京」計画
- 2013年 3月：東京都スポーツ推進計画
- 2013年 6月：神宮外苑地区地区計画
- 2018年 3月：東京都スポーツ推進総合計画

神宮外苑地区の主な施設として、東京2020大会の開会式・閉会式や競技会場となる新国立競技場（オリンピックスタジアム）や東京体育館があります。その他の大規模スポーツ施設の連鎖的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合市街地の形成を通じて、地区一帯でにぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点を目指していきます。

＜神宮外苑地区＞



大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV作成/JSC提供
注）ハース等は完成予想イメージであり、実際のものとは異なる場合があります
種別は完成後、約10年の姿を想定しております。

＜臨海地区＞



＜武蔵野の森地区＞



- 東京スタジアム
- 武蔵野の森総合スポーツプラザ
- 海の森水上競技場
- 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
- 駒沢オリンピック公園総合運動場

- 有明アリーナ
- 東京アクアティクスセンター
- 夢の島公園アーチェリー場
- カヌー・スラロームセンター
- 東京辰巳国際水泳場
- 若洲海浜公園ヨット訓練所
- 有明テニスの森公園テニス施設

＜駒沢地区＞



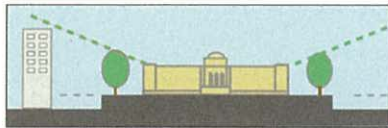
・景観計画

新宿区景観形成ガイドライン (2015年3月改定)

聖徳記念絵画館の新宿御苑からの眺望の保全について

〈景観の目標〉

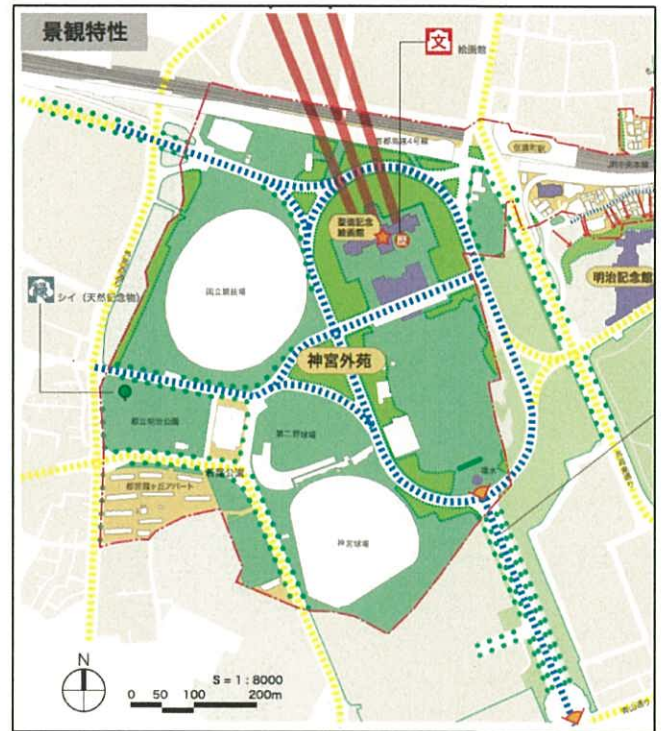
神宮外苑の広大な眺めと
豊かなみどりに囲まれたまちなみ



聖徳記念絵画館を中心とした広大な眺め



神宮外苑の豊かなみどりで包まれた広大な眺めを保全



港区景観計画 (2015年12月改定)

神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区について

〈景観形成の目標〉

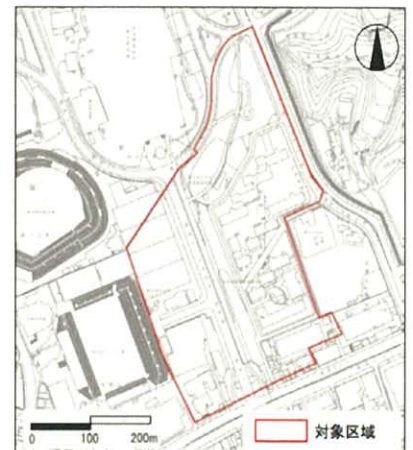
- ・銀杏並木が演出する、四季の彩りと風格ある眺望景観を保全する

〈景観形成の方針〉

- ・聖徳記念絵画館の風格を際立たせる銀杏並木の眺望景観を保全する
- ・並木の公園として、ゆったりとくつろぎ、心地よく歩ける空間を創出する
- ・銀杏並木のゲートとしての風格を備えた交差点を演出する

〈景観形成基準のねらい〉

- ・銀杏並木の高さに配慮した建築物の高さの誘導による、風格ある並木のスカイラインの育成
- ・交差点部での、銀杏並木と調和した色彩の使用による、四季の彩りを生かした街並みの創出



青山通り周辺景観形成特別地区について

〈景観形成の目標〉

- ・魅力あるまちや拠点をつなぐ回遊ルートとして、道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みを育む

〈景観形成の方針〉

- ・赤坂、青山、表参道、渋谷をつなぐ、風格ある街並みを守り、育てる
- ・にぎわいと潤い、安らぎが程よく調和した、楽しく散策できる街並みを演出する
- ・表参道、明治神宮外苑銀杏並木の雰囲気を生かした魅力ある交差点を演出する

〈景観形成基準のねらい〉

- ・壁面基調色に落ち着いた色彩を使用することによる、風格ある街並みの創出
- ・屋外広告物の表示等の配慮による、上品なにぎわいのある街並みの創出
- ・歩行空間と一体となったオープンスペース等のデザインによる、楽しく歩ける空間の演出



・新宿区、港区及び渋谷区のマスタープラン等

新宿区まちづくり戦略プラン (2017年12月策定)

広域的な視点から、それぞれの拠点や地域が果たすべき役割を明確にしなが、様々な主体が連携して魅力的なまちづくりを進めることで、東京全体の活力を向上させる

《重点的な取組み》（関連事項の抜粋）

◎神宮外苑地区の整備

- ・スポーツクラスターとして新国立競技場及び関連施設の整備を促進
- ・国立競技場駅及び駅周辺の都市機能充実や賑わい創出
- ・隣接区と連携した自転車走行空間の創出

◎神宮外苑地区の見通しの良い空間の創出

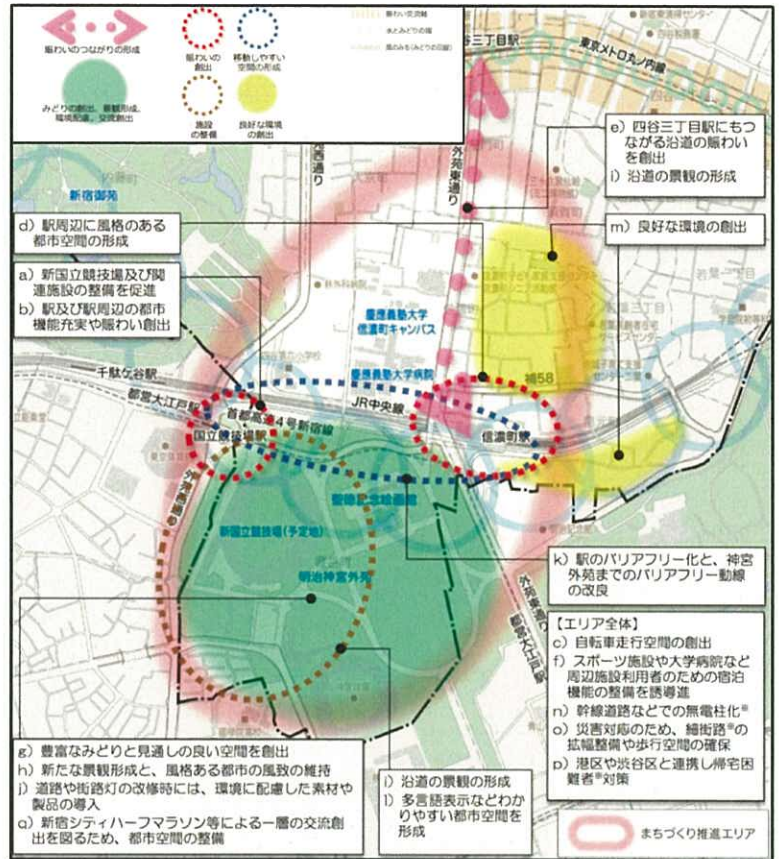
- ・豊富なみどりとともに死角をつくらない防犯に考慮した見通しの良い空間を創出

◎地域の自然・歴史等を活かした景観形成

◎環境に配慮した道路対策の推進

◎防災対策の充実

◎交流を創出する都市空間づくりの推進



神宮外苑・信濃町駅周辺エリア戦略図

新宿区みどりの基本計画 (2018年3月改定)

＜みどりの骨格の形成＞

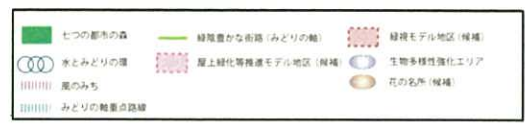
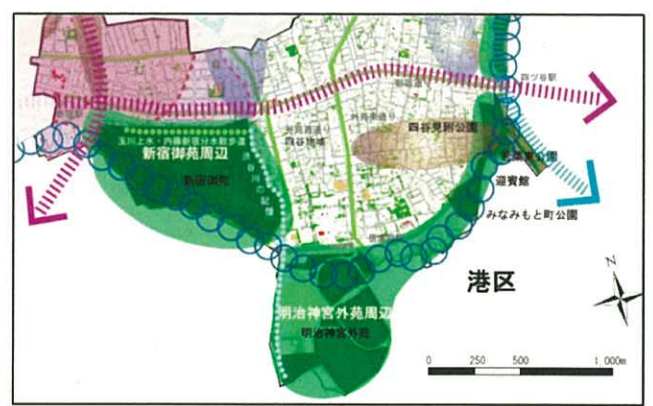
- ・外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺の大規模公園を核とした散歩道の設定と沿道緑化
- ・明治神宮外苑地区を背景とした、みどりの潤いと賑わいが調和したまちづくり

＜みどりの軸の形成＞

- ・新宿御苑から明治神宮外苑、新宿通りや明治通り、外苑東通りなどを歩きたくなる道としての整備

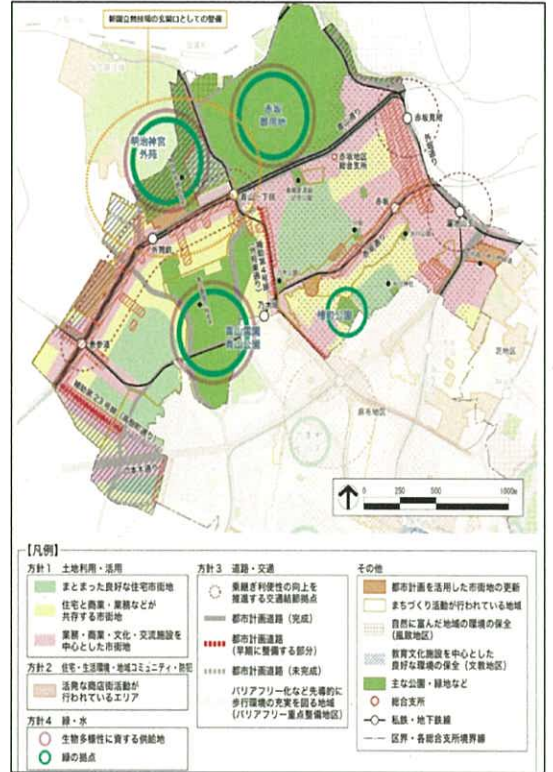
＜みどりのモデル地区の指定＞

- ・四ツ谷駅、信濃町駅周辺を「緑視モデル地区」に指定し、開発、建て替えに際して緑化を誘導



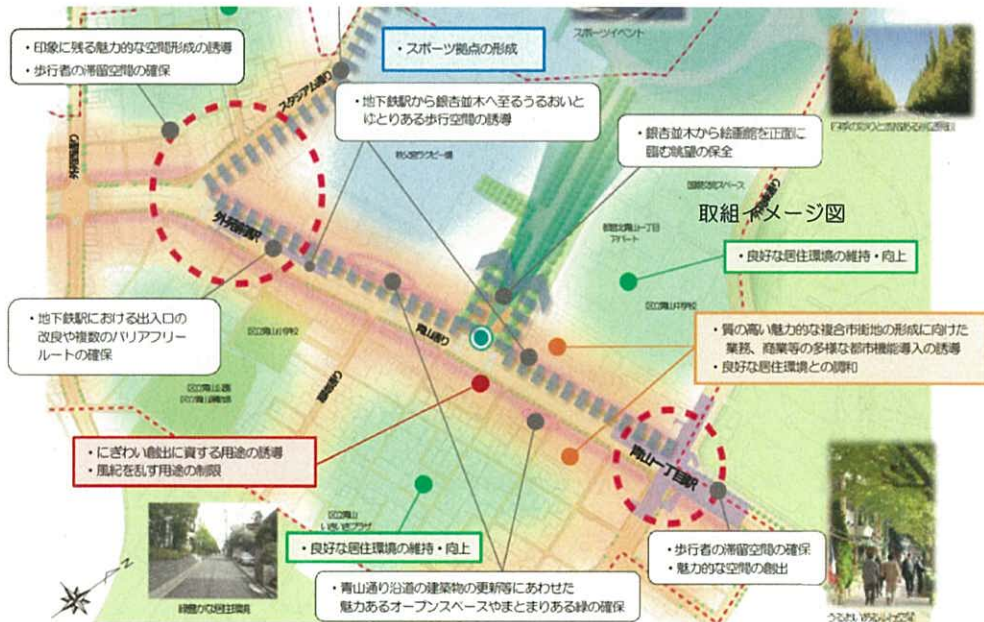
港区まちづくりマスタープラン (2017年3月策定)

- 歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出
地域の豊富な歴史・文化資源をいかした景観形成とにぎわいの創出を図ります。
- 気品とにぎわいのある街並みづくり
青山通りや明治神宮外苑銀杏並木沿いを中心とした、気品とにぎわいある街並みづくりを推進します。
- 国内外からの旅行者を魅了する、移動しやすく美しいまちづくり
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、メインスタジアム（新国立競技場）への玄関口としてふさわしい、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが移動しやすい環境づくりを推進します
- 観光・文化資源を活用したにぎわいの創出
大規模スポーツ施設やファッション・デザイン関連施設の集積などをいかした文化・交流や観光振興など、地域のにぎわいと魅力の創出を図ります。
- 緑の保全と創出
並木などの豊かな緑の保全とともに、区民や事業者が主体となった緑に係る活動の活性化を図ります。
- 地域の防災性の向上
市街地の安全性の向上を図ります
- 地域コミュニティの活性化による生活環境の向上
地域住民が安心して住み続けられる地域コミュニティの形成を促進し、地域での生活環境を向上させます。



青山通り周辺地区まちづくりガイドライン (2015年10月策定)

- 周辺を含めた歩行者ネットワークを充実させて、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだまちを形成



港区緑と水の総合計画 (2011年3月策定)

＜風格ある並木の育成＞

- 青山通り、明治神宮外苑、青山霊園をはじめ、地域の特徴でもある風格ある並木を充実させていくため、国、東京都等と協力して、豊かな緑量を感じられる街路樹を育成

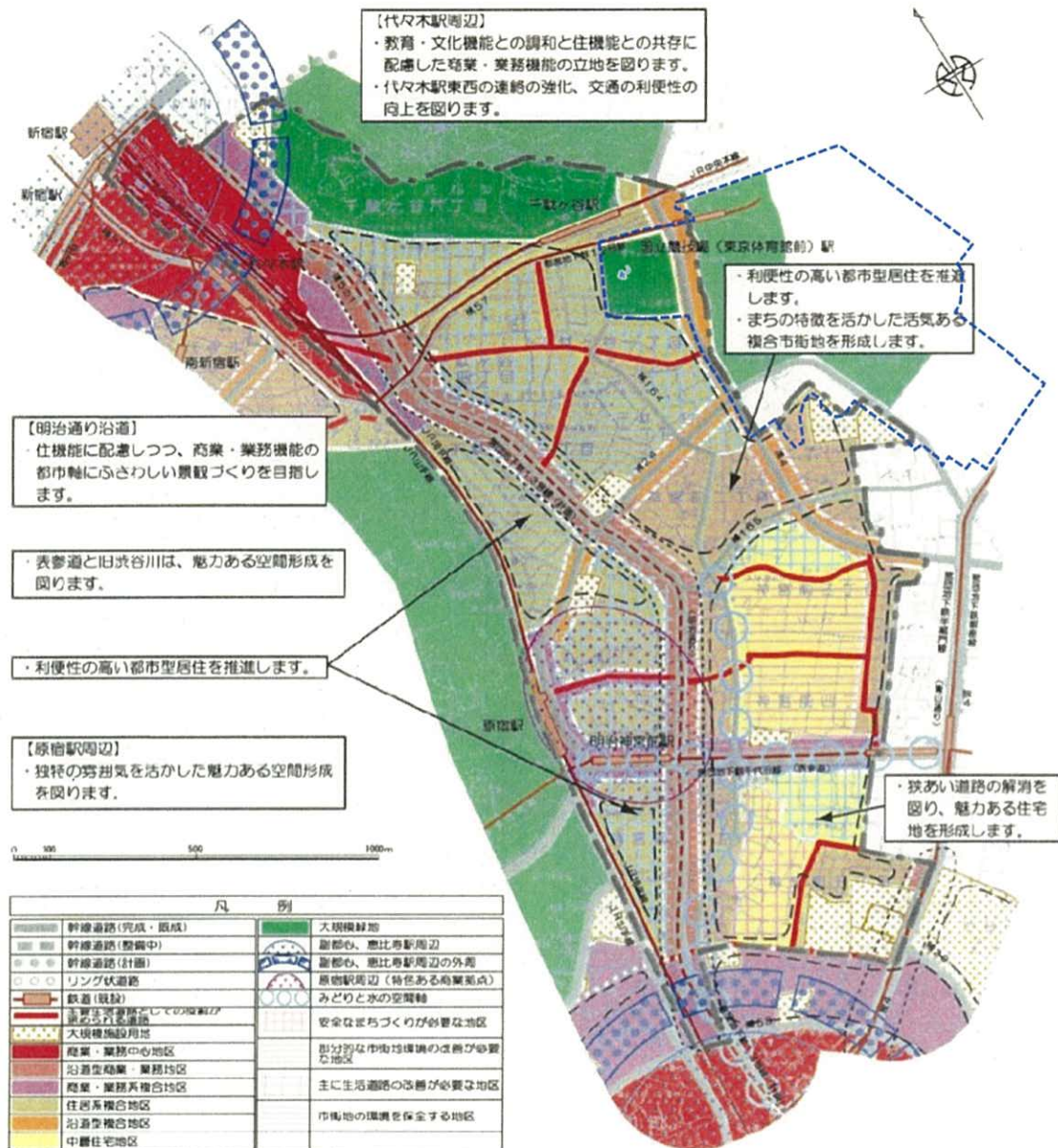
＜景観資源、大規模な緑の拠点を生かす連続性ある緑・オープンスペースの創出＞

- 景観重要公共施設である青山通り、景観形成特別地区である明治神宮外苑の周辺において、これらとの連続性に配慮したオープンスペース等の緑化、景観形成

渋谷区都市計画マスタープラン (2000年3月策定)

千駄ヶ谷・神宮前地域のまちづくり方針

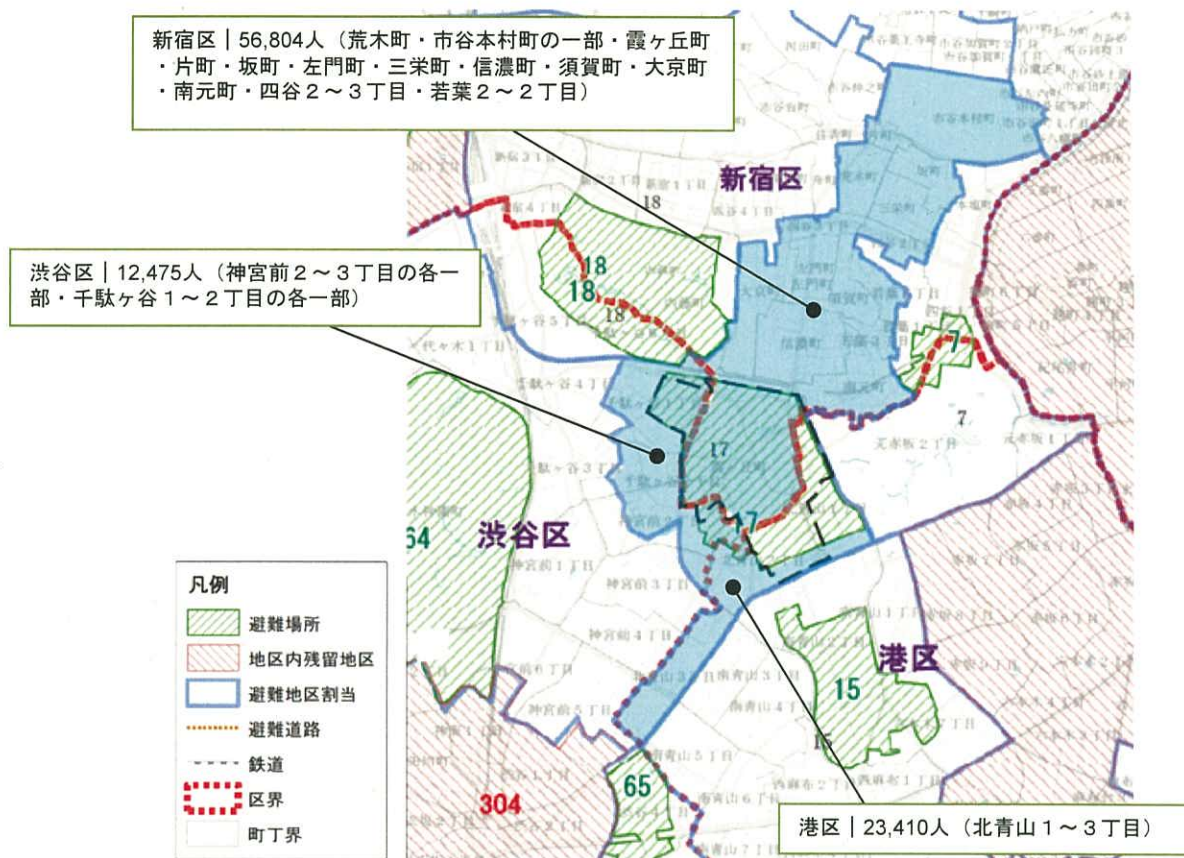
- ・神宮外苑地区は、「千駄ヶ谷・神宮前地域」に該当する。外苑西通り周辺市街地について、利便性の高い都市型居住の推進、まちの特徴を活かした活気ある複合市街地の形成が方向づけられている。



• 地域防災計画 東京都地域防災計画震災編（2014年修正）

（広域避難場所の指定）

- 明治神宮外苑地区は、都市計画明治公園区域の明治記念館地区を除き他敷地も含めた有効面積405,113㎡の範囲を広域避難場所として指定されている。
- 明治神宮外苑地区の計画人口1人当たり避難有効面積は4.37㎡/人であり、原則（避難計画人口1人当たり1㎡以上）を上回り余裕がある。



（医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場の候補地）

- 都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。

医療機関：慶應義塾大学病院

対象施設：明治神宮外苑軟式野球場

確保面積：2,000㎡（着陸展開面：110m×100m）

（緊急輸送道路）

- 特定緊急輸送道路：首都高速4号新宿線、国道246号（青山通り）
- 緊急輸送道路：外苑西通り、外苑東通り

（帰宅支援の対象道路）

- 対象道路：玉川通り（三宅坂～二子橋）〈青山通り〉
- 沿道では、災害時帰宅支援ステーション設置、安全な歩行空間の確保、沿道建物の耐震化